

秘密保持契約の留意点

弁護士 中務尚子

はじめに

どのような業種の企業においても、新しい取引先と取引を始めるにあたって、あるいは、既存の取引先と新しいプロジェクトを始めるにあたって、秘密保持契約への署名を求められた経験があると思います。その逆もしかりで、自社の技術や情報を守るために、相手方となる企業に対して、情報を秘密に保持する義務を課したことがあるでしょう。取引先が海外企業である場合には尚更であり、取引を開始するにあたっては、必ずといってよいほどNDA（Non Disclosure Agreement）の締結が求められます。

秘密保持契約は、対象となる取引の内容や、やりとりされる秘密情報の種類や性質などによって重要性の度合いが変わりますが、自社の技術情報が少なからず関連する場合には、その締結を検討すべきであり、極めて慎重な注意と検討が必要となる契約類型です。

本稿では、このような秘密保持契約の条項のうち、いくつかの基本となる内容について解説をしていきます。

I. 秘密保持契約を締結する目的とは何か

自社の秘密情報が漏洩し、長年に渡って積み上げられてきた自社の技術が競業会社の手に入り、短期間で競業品が市場に出回ってしまうという案件が後を絶ちません。新聞紙上においても、新日鐵住金と韓国のポスコ社の営業秘密漏洩事件、あるいは東芝と韓国のSKハイニックス社の営業秘密漏洩事件が大きく取り上げられました。

企業から技術や情報が漏洩してしまう原因には様々なものがありますが、安易に、あるいはあまり熟慮することなく自社の情報を第三者に渡してしまい、取り返しがつかなくなったというケース、あるいは自社の従業員を介して相手方に漏れたなどのケースがあります。

自社の技術や情報を適切に守るために、その防衛策の一つとして、相手方との間で有効な内容の秘密保持契約を締結することは必要不可欠となっています。

II. 秘密保持契約の基本的な各条項

1. 「目的」

秘密保持契約の冒頭において、通常、その契約の目的が定義されます。

例えば「甲と乙との間で、〇〇技術を利用した〇〇の開発を行うこと」、「甲と乙との間で〇〇の取引の可能性について検討すること」などの文言

で目的の範囲を定めます。

ところで、この「目的」は、秘密情報の秘密保持義務、そして、目的外使用の禁止義務（後述）との関連でとても重要です。

相手方から秘密情報の開示を受けた受領者は、その秘密情報を、契約で合意された「目的」にのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないという義務を課されますので、もし「目的」が曖昧であったり、広すぎたりすると、開示者の想定を越えた秘密情報が開示されてしまったり、開示者の予想外の目的に使われてしまったりします。逆に目的が不当に狭かったりすると、受領者は十分に秘密情報が利用できません。

したがって、秘密保持契約においては、契約の「目的」について、当事者の意向に沿った適切な範囲として定められているか、範囲が不当に広かったり、狭かったりしていないか、文言は、具体的かつ明確なものとして記載されているかという点に注意して定めてください。

2. 「秘密情報」の定義

秘密保持契約において、「秘密情報」は何を指すのかを定義します。

「秘密情報」は、秘密保持義務の対象となるものであって、広く定義する場合と狭く定義する場合が見られます。

秘密情報を広く定義する場合とは、対象となる取引に関連して受領者が開示者から得たあらゆる情報、一切の情報を指す、などとするものであり、例えば「技術上、生産上、営業上の情報その他一切の情報」というようにあらゆる情報が含まれるよう広く定めます。

秘密情報を狭く定義する場合とは、開示者が「秘密」と表示したものに限りという趣旨で定められます。

一般に、秘密情報を開示する側は、秘密情報を広く定義して、受領者の義務の範囲を広げることがを望み、秘密情報を受領する側は、なるべく狭く定義して、義務の範囲を狭めることを望むと言われています。

しかしながら、必ずしも広く定義する方が開示者にとって有利というものでもありませんので注意が必要です。あまりに広く定義してしまいますと、一体何が秘密情報に該当するか、かえって曖昧になり、結局は保護につながらないということがあるのです。

そこで、「〇〇の〇〇に関連する一切の技術情報」というように情報の性質で限定する方がよい場合もあるでしょうし、「秘密と表示した情報」として、開示者に表示義務を課し、表示された情報に限定して義務を負担した方が明確となる場合もあるでしょう。なお、表示された情報に限定する場合には、口頭にて開示された情報の取り扱いについても定めておく必要があります。

したがって、秘密保持契約を締結するにあたっては、「秘密情報」をど

のように定義すべきかを、取引の内容や情報の種類との関連において、十分に検討すべきこととなります。

3. 2つの義務（秘密保持義務及び目的外使用禁止）

秘密保持契約の根幹となる2つの義務は、「秘密保持義務」と「目的外使用の禁止」です。

秘密保持義務とは、相手方の秘密情報を受領した側が、その情報を秘密として保持し、第三者に開示しない義務です。目的外使用の禁止とは、相手方の秘密情報を、契約で定められた目的にのみ使用し、その他の目的には一切使用しないというものです。つまり、受領者は、相手方の秘密情報を、自社の他の目的や第三者のために勝手に利用してはならないこととなります。

いずれも契約の要となる重要な義務ですので、これら2つの義務が、契約書上、適切に記載されているか十分な注意が必要です。

なお、これらの2つの義務については、契約が終了したとたんに効力が消滅するのでは、情報を開示したとたんに契約が解除され、相手方が技術を自由に使えることになるなどの事態を招きかねません。後述の契約の期間や契約終了後の存続条項と深く関連しますので、これらについてあわせて検討してください。

さらには、秘密保持契約には、一方当事者のみに秘密保持義務や目的外使用禁止義務を定める、いわゆる片務契約となっている場合があります。しかしながら、ある特定のプロジェクトや継続的な取引をなすにあたって、必ず情報が一方当事者のみから流れるだけということは少なく、何らかの形で相互に情報が開示されるものです。

片務契約への署名を求められた場合には、本当にそれでよいのか、自社の情報も相手方に流れる可能性があり、自社の情報を守る必要があるのではないか、そうであれば、片務契約ではなく相互に義務を負う双務契約への変更を要求すべきではないか、など十分に検討してください。

4. 適用の除外

適用の除外条項とは、秘密保持契約において開示された情報のうち、秘密情報の定義から除外されるべき情報の種類を定めるものです。

これらの情報は、契約上の種々の義務から除外されますので、契約上、除外される範囲を適切かつ具体的に定めておく必要があります。

一般的には、既に公に知られている情報（公知情報）や、開示当時に既に受領者が保持していた情報、正当なルートで受領者が第三者から得た情報などが除外されます。

なお、開示時点で既に受領者が保持していた情報や、受領者が独自に開

発した情報などの除外については、後日のトラブルを避けるため、自社において文書化して適切に証明できるようにしておく必要があるでしょう。

5. 開示の人的範囲

前述のとおり、受領者は、相手方から得た秘密情報について、契約で定められた目的の範囲内で利用することができるのですが、その目的を実現するため、一定の範囲において、自社の従業員に秘密情報を開示する必要が出てきます。

他方で、開示者としては、受領者のそのような従業員から第三者に情報が漏洩されてしまうリスクがあり、また、そのような従業員が受領者側の会社を退職して別の会社に転職するリスクも想定されます。

したがって、秘密保持契約においては、通常、1) 契約に定めた「目的」のために秘密保持情報を知る必要のある役員および従業員に限定して開示することが許されていること、2) そのような役員および従業員に対しては、受領者は、秘密保持契約上において受領者が負担する義務と同じ義務を負担させなければならないということを定めておきます。

6. 複製の禁止、分析の禁止

秘密保持契約において、相手方から得た秘密情報について、相手方の同意がない限り複製してはならないこと、また分析をしてはならないことを規定します。

秘密情報を開示する場合、相手方がむやみにこれを複製できるとすると、秘密が漏れる可能性が高まります。また、相手方が開示を受けた秘密情報を分析する必要もないのに分析すると、後日、これらの情報が安易な形で利用される恐れがありますので、これらの2つの行為を禁止するものです。

なお、複製とは、書類の場合はコピーすること、電磁媒体の場合は、パソコンへ保存することやメールでの送信も該当します。また、分析とは、リバースエンジニアリングや、ソフトウェアの解析などが該当しますので、必要に応じてどのような行為がそれぞれ複製や分析に該当するかについて、契約書上に明確にしておく必要もあるでしょう。

ただし、契約で定める目的を達成するために、秘密情報の複製を受領者に必要な範囲で認めることを要する場合があります。全く複製を許さないとすれば、目的内での利用も現実的ではないこともあるからです。

やむを得ず複製を許す場合には、複製物についてもオリジナルの秘密情報と同様に、契約上の義務の対象となることを明確に定める必要がありますのでご注意ください。

7. 返還義務

秘密保持契約において、受領者に、開示者から得た開示者の秘密情報を返還する義務を定めます。

秘密保持契約が終了した場合に開示した情報を返還してもらうことは、もはや目的が終わったわけですから当然です。また、契約期間中であっても、開示者が要求した場合には直ちに返還することをあわせて規定するのが一般的です。受領者に返還させることに代えて、受領者が受領者のもので廃棄したうえで、それを証明する証明書を交付することもできる旨を定めることもあります。

条項としては、例えば、「本契約の終了時および開示者から請求があった場合、受領者は、開示者から受領した秘密情報を、速やかに返還するものとする。（開示者が同意する場合にはこれらを廃棄するものとする。）」というように定めます。

また、既に述べたとおり、返還の対象には、オリジナルの秘密情報のみならず、複製物がある場合には複製物も対象となることを明記すべきでしょう。

8. 知的財産権

開示者のリスクの一つとして、開示した自社の秘密情報が受領者のもので使用されたうえ、勝手に特許申請などされてしまうことがあります。

開示者としては、まずもって、秘密情報の知的財産権は、あくまで開示者に帰属することの確認をしておくべきです。例えば「各当事者は、秘密情報、〇〇、〇〇についての知的財産権その他一切の権利が、開示者に単独に帰属するものであることを確認する。」などの内容が考えられます。

しかしながら、現実として、受領者のもので、新たな発明や意匠など、秘密情報を基礎として知的財産権が生じることもあります。そのような場合の知的財産権の取扱いについて、事前に契約で定めることはなかなか難しいものがあるのですが、何らかの内容をもって開示者側のリスクを軽減するための条項を置くことも検討を要します。

9. 契約期間・契約終了後の存続条項

秘密保持契約においては、契約自体の「契約期間」と、秘密保持義務及び目的外使用の禁止等の存続条項の「存続期間」の2つの視点が重要です。

まず、秘密保持契約の「契約期間」については、他の契約類型と同様、当事者の合意する適切な期間を設定すればよいこととなります。当事者が取引を継続する間においては、秘密保持義務を負担することになるでしょうから、取引期間と秘密保持契約の契約期間は合致することになるでしょう。

しかしながら、取引あるいは秘密保持契約の契約期間が終了したからといって、直ちに秘密保持義務や目的外使用の禁止から免れることになっては、自社の秘密情報が保護されないこととなります。これが存続条項の存続期間についての視点です。

「存続期間」について、秘密保持契約においては、契約が終了した場合であっても、その後の一定期間は、引き続き秘密保持義務や目的外使用禁止、あるいは知的財産権についての取り決めなどの規定を存続させます。

存続する期間は、保護の対象となる秘密情報の性質、対象となる商品のサイクルなどを考慮して決めることとなり、一般的には、契約終了後あるいは解除後5年や7年などの期間が合意されています。

10. 損害賠償や救済についての規定

「損害賠償が請求できること」については、一方の当事者が、秘密保持契約の条項に違反し、秘密情報を漏洩したり、目的外使用をした場合、その違反によって被った損害を開示者が請求できることを定めます。

ところで契約違反により損害を被った場合にこれを請求できることは当然なのですが、不正競争防止法上の救済となる差止請求権については、秘密情報を漏洩されてしまった開示者側の立証の負担が大きいため、差止請求権について詳細な規定を設けることがあります。

英文の秘密保持契約に多くみられ、最近では国内の契約にも用いられるようになった条項は下記のとおりです。

「各当事者は、本契約違反による損害の救済には金銭的賠償のみでは十分ではないことに同意し、開示者は、他の救済方法や権利を放棄することなく、差止命令、仮処分、仮差止命令その他衡平法上の救済を、日本あるいは〇〇（*相手方国）における管轄を有する裁判所に対し求める権利を有するものとする。各当事者は、かかる救済の条件としての、保証金の提供及び損害の疎明を要求する権利を放棄する。」

これは、開示者側が差止請求権などを行行使する場合の立証の軽減を目的としたものです。

おわりに

自社の技術や情報を守るためには、自社の秘密情報を開示するにあたって、秘密保持契約を締結することが不可欠です。しかしながら、秘密保持契約を締結したから、これで安心して相手企業に秘密情報を開示してよいなどと勘違いしてはいけません。秘密情報は、主として人を通じて漏洩されるのですから、契約を締結したことで完全に防衛できるものではなく、相手方企業において漏洩されてしまうリスクは常にあるのです。

また、相手方が海外企業である場合には、その管理体制をどの程度信頼

できるかにもよりますし、相手方企業が受領した秘密情報を自社や第三者のために勝手に使用してしまうリスクがあり、そしてそのようなリスクを日本から監視することが困難です。

自社の技術を守るという意識を会社全体で共有し、現場の技術者や営業の担当者が安易な考えを持たぬようにし、秘密情報の開示の範囲を工夫したり、できる限り抑制的に考えるなどして、中長期的な防衛を考えてください。

さらには、近年、不正競争防止法の法人への罰則が強化されており、自社の技術や情報を守るという観点以外に、第三者の秘密情報をうっかり不正に取得してしまわない、第三者の秘密情報を適正に取得した場合であっても、自社の情報と第三者の秘密情報を区別して管理し、これらを混在させない、などの視点も重要になってきました。

以上のような視点をきちんと理解し、自社の重要な資産である技術、情報を是非適正に守り抜いていただきたいと思います。

以上